

徳島県規則第四十七号

徳島県公害紛争処理条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和五年十二月二十七日

徳島県知事 後藤田 正 純

徳島県公害紛争処理条例施行規則の一部を改正する規則

徳島県公害紛争処理条例施行規則（昭和四十七年徳島県規則第百号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「当該申請書に徳島県収入証紙をはつて」を「申請の際に」に、「当該参加申立書に徳島県収入証紙をはつて、それぞれ、」を「、それぞれ」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 条例第四条第三項に規定する差額相当の手数料は、知事が指定する期間内に納めなければならぬ。

第二条第三項を削る。

附 則

この規則は、令和六年一月一日から施行する。